

令和4年9月1日制定

公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針

カディンチェ株式会社

公的研究費の不正使用防止対策

カディンチェ株式会社（以下「当社」）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」に準拠し、研究費等を適正に執行及び管理するための基本方針を下記のとおり定め、不正使用の防止に努めます。また、これらの内容については随時見直し、実効性のある状態を維持します。この基本方針に則って公正な研究活動を推進します。

組織体制・責任体系

不正防止計画推進部署	責任・役割	担当
最高管理責任者	当社全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。	最高経営責任者
統括管理責任者	最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について当社全体を統括する。	執行役員ビジネス開発担当
監事	不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認する。	専務取締役
コンプライアンス責任者	競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。	毎年社員から任命する者

規定

当社における競争的資金等の取扱いに関する規程として「研究活動における競争的資金等の管理及び監査に関する規程」及び同細則を制定しています。当社で公的研究費を活用した研究に従事するものは本規程を入手し、内容の把握に努めること。

行動規範

当社において公的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員は、以下の行動規範に基づいて公的研究費等の適正な運営・管理を行います。

(1) 基本的な考え方 競争的資金等の主たる原資が国民の税金であることを念頭に、高い倫理意識のもと、国民の期待と信頼に応えるべく予算を執行し、学術ひいては社会の発展に貢献する。
(2) コンプライアンス 関係法令及び関係規程等を常に遵守し、談合や癒着などの不正な取引を排し、適正に予算を執行・管理する。
(3) 説明責任 効果的・効率的な方法で競争的資金等による研究開発事業を遂行するため、仕様・要求を明確化し、透明性を確保し、予算執行に関する説明責任を果たす。

研究費不正使用防止契約

不正発生要因	不正使用防止計画
競争的資金等の運営・管理に関する責任者や権限が不明瞭である。	「研究活動における競争的資金等の管理及び監査に関する規程」を定めて責任体系を明確にし、ウェブサイト上で公表し、社内及び社外に周知する。
ルールに対する研究者等の認識が不足する。	研究者等を対象とした説明会を開催し参加を要請するとともに、認識の共有を図る。また、その理解度を把握する。
ルールについて、誤った運用が行われる。	研究者等に疑問が生じた場合には、設置した相談窓口において対応し、誤った運用を防止する。
	ルールと運用に乖離がある場合は、指導を行うとともに原因を分析し、ルール変更等も含めた対策を講じる。
競争的資金等は主たる原資が税金である公的研究費であるという意識が希薄である。	研究者等の競争的資金等に対する意識向上を図るため、行動規範を制定し、ウェブサイト上で公表し、社内及び社外に周知する。
	競争的資金等の執行に当たっては、研究者等から、使用ルールを遵守する旨の誓約書を徴取する。
研究費が年度末まで未執行である。	経理担当者は定期的に予算の執行状況を確認し、進行していない場合は研究者に執行を促す。
架空納品により業者への預け金が発生する。	発注、検収、支払業務に係る責任を明確にし、預け金等の不正に関与できない体制を構築する。また、発注データと納品書・納品物との突合を実施する。

研究者と取引業者との関係が緊密化し、不正な取引を招く懸念がある。	研究者と取引業者との癒着を防止するため、一定の条件を満たす取引業者から、不正な取引をしない旨の誓約書を徴取する。
	上記誓約書の有無にかかわらず、不正な取引に関与した業者は、1か月以上12ヵ月以内の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止により研究開発事業の遂行に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に取引停止処分とする。
出張事実の確認が不十分である。	出張者に、事前に出張日程・見積を含む出張申請書及び事後に出張精算書・領収書等の提出を求める。
不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。	不正を発見した者が不利益を受けない旨、説明会で周知する。
競争的資金等の社内ルールに関する理解度が低下する。	説明会を実施する。また、ルールに関する情報を社内に向けて積極的に周知する。
競争的資金等の適正な運営・管理体制に係る指摘、改善等の情報伝達が不十分である。	内部監査の結果を最高管理責任者まで報告することをルールとする。

取引先への通達（当社との取引に関する基本事項）

カディンチェ株式会社（以下「当社」）との取引先に関しては、下記の事項を遵守することをお願いいたします。

1. 当社との不正な取引に関与しないこと。
 - 1) 取引にあたり、贈賄・談合及び当社研究者との癒着をしない
 - 2) 取引事実と異なる書類の作成・提出
 - 3) 架空請求、その他不正な事項
2. 当社研究者から不正な取引の相談・依頼等があった場合には速やかに断りをいれ、当社の通報窓口へ連絡すること。
3. 当社に物品を納品する際は、納品日が記載された納品書を一緒に提出すること。また、検収書を受領すること。eチケット等、電子的な納品物はその限りではない。
4. 研究員は直接発注権限をもっていないことを理解し、研究員から発注があった場合は拒否すること。

通報窓口

公的研究費等の使用に関する相談窓口、不正の疑いの指摘や研究者本人からの申し出等を受け付ける窓口を設置しています。以下までメールにてご連絡ください。

連絡先：contact@kadinche.com

通報の対象内容：

- ◆ 架空の取引（請求書発行）の依頼
- ◆ 架空の旅費の申請、請求書発行の依頼
- ◆ 実態に伴わない労務時間の管理
- ◆ その他不正使用と思われる事項

留意事項：

- ◆ 通報された情報は、不正の調査にのみ使用し、その他目的で使用したり内容を公表することはありません。
- ◆ 通報者が不利な扱いを受けることはありません。
- ◆ 調査の結果、悪意を持った通報であると判断した場合は、通報者に対し適切な処置を行うこともあります。（悪意をもった通報：被通報者を陥れるため、また研究活動の妨害を目的としたもの）

リンク「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

https://www.mext.go.jp/content/210201-mxt_sinkou02-1343904_21_1.pdf